

## 人材確保開拓支援事業 委託仕様書

## 1 目的

新潟県内において、人手不足に悩む運輸業界における若年層や女性等の採用を促進するため、公益社団法人新潟県バス協会、公益社団法人新潟県トラック協会、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会が設置する運輸人材確保新潟県協議会（以下「協議会」という）が、運輸業界への就職を希望する新たな求職者等の開拓や、事業者の採用活動に対する支援等、運転手の確保に繋がる総合的な取組を行う。

## 2 委託業務概要

本事業を確実に円滑に遂行するため、以下の業務を実施すること。

なお、女性や若年層をターゲットにした SNS 広告や他リクルートサイトとの連携、電話・メール以外のツールによる求職者に対する相談体制の構築など、事業効果が高められるような工夫があれば、積極的に提案すること。

## (1) 協議会ホームページの管理・運用

- ・ 協議会が貸与するホームページを通じて、運輸業界に係る求職者向けの各種情報発信や求職者と求人企業とのマッチング支援を行うこと。

## (2) 新規求職者等の開拓及び運輸業界の理解促進、事業者の採用に対する支援

- ・ 運輸業界への就職を希望する求職者や、運輸業界に興味・関心を持つ層の増加に向け、以下の取組を行うこと。
  - ① 求職者等を対象とした運輸業界セミナー・イベント等の開催
  - ② 協議会ホームページや SNS 等を活用した新規求職者等の開拓及び運輸業界の理解促進 PR に資する情報発信
  - ③ 事業者の採用活動に対する支援

## (3) 協議会及びハローワークとの連絡調整

- ・ 上記業務の遂行に付随する、協議会及びハローワークとの連絡調整に係る業務を行うこと。

## (4) その他

- ・ 上記のほか、運輸業への就職希望者の増加や、運転手の確保に繋がる取組について、独自に提案すること。

## 3 具体的業務内容

## (1) 協議会ホームページや SNS の管理・運用

## ア 概要

- ・ 協議会が貸与するホームページに係る管理・運用業務の一切を行い、運輸業界に係る各種情報を掲載すること。
- ・ ホームページの管理・運用にあたっては、アクセス件数の増加及びアクセス分析を実施することに加え、運輸業界への興味・関心を高めるための対策を講じるなど、最大限活用すること。
- ・ 必要に応じて、ホームページの改修を行うこと。改修にあたっては、協議会と内容を調整すること。

## イ 運輸事業者に係る求人情報の掲載

- ・ 協議会の会員事業者から提供のあった求人情報を掲載し、求職者が検索条件を指定して求人情報を閲覧できるようにするとともに、関心のある求人に対して直接応募できるようにするための便宜を提供すること。また会員事業者に対し、本事業の周知や潜在求人の開拓も行なうこと。
- ・ ただし、職業安定法第4条第1項に規定する職業紹介事業に係る許可等を受けている者については、求人情報の提供にとどまらず、自ら求職の申込みを受け、雇用関係成立のあっせんを行うこととしても構わない。

## (2) 新規求職者等の開拓及び運輸業界の理解促進、事業者の採用に対する支援

### ① 求職者等を対象とした運輸業界セミナー・イベント等の開催

#### ア 概要

- ・ 協議会がハローワーク等と連携して実施する、求職者等を対象とした運輸業界セミナー・イベント等の企画・運営を行うこと。

#### イ 実施内容

- ・ 企業による各業界の紹介や、ドライバーとの座談会、車両の乗車体験等、運輸業界への理解促進や、運輸業界に対する興味・関心を高めることに資するセミナー又はイベントを開催すること。
- ・ 運輸業界への就職を目指している求職者や、他業種との比較検討を行っている求職者、転職希望者のほか、運輸業界に関心のある一般の方々（潜在求職者）等も広く対象とすること。
- ・ 実施形式は問わないが、各業界の求める人材像を踏まえ、ターゲットを明確化した内容とすること。特に、トラック業界・バス業界に資する内容とすること。
- ・ 各業界団体が実施しているセミナーを考慮して、内容を検討すること。

#### ウ 開催日時

- ・ 事業者向けと併せて少なくとも年3回以上の開催とすること。

#### エ 開催場所

- ・ 新潟県内において、受託者との協議で決定すること。

#### オ 準備

- ・ セミナー内容の企画、登壇者の調整、セミナー会場の確保等、セミナーの開催に係る準備の一切を行うこと。ただし、必要に応じて協議会やハローワークと連携を図り、適宜役割分担しながら実施すること。

### ② 協議会ホームページや SNS 等を活用した新規求職者等の開拓及び運輸業界の理解促進PRに資する情報発信

#### ア 概要

- ・ 事業者及びドライバー等のインタビュー記事や、運転免許取得支援制度をはじめとする運輸業界に係る各種制度の紹介等、運輸業界への就職に役立つ情報や、運輸業界への興味・関心を高めるための情報等を収集し、ホームページや SNS に掲載すること。
- ・ 若年層や女性等の多様な人材の確保につながるよう、上記(1)の協議会ホームページによる周知や、ハローワークなど、関係機関を通じたチラシ配布などを通じ、幅広い層からの集客を図るとともに、例えば、女性や若年層をターゲットにするなど、ターゲットに届く効果的な周知方法を活用すること。

- ・ その他、WEB 広告、動画広告、SNS などの広報・宣伝手法も適宜活用し、本事業の周知及び運輸業界の理解促進・PRに係る取組を実施すること。

### ③ 事業者の採用活動に対する支援

#### ア 実施内容

- ・ 採用ノウハウの習得や雇用環境の整備など、個々の事業者における採用活動をバックアップするための各種取組を実施する。

#### イ 実施方法

- ・ 事業者向けセミナーや個別コンサルティングなど、取組の形式は問わないが、業界毎の特性を踏まえた効果的な内容とするため、可能な限り各業界別に開催するとともに、会員事業者における好事例の横展開を意識すること。

#### ウ 準備

- ・ 企画、登壇者の調整、会場の確保等、施策の実施に係る準備の一切を行うこと。ただし、必要に応じて協議会やハローワークと連携を図り、適宜役割分担しながら実施すること。

### (3) 協議会及びハローワークとの連絡調整

#### ア 協議会との連絡調整

セミナーなどの開催に係る登壇者の調整、ホームページに掲載する記事の作成等、協議会と連携を図りながら事業を実施すること。

#### イ ハローワークとの連絡調整

セミナーの開催に係る会場提供、ハローワーク利用者へのセミナー周知等、必要に応じてハローワークと連携を図りながら事業を実施すること。ただし、本事業全体に係るハローワークへの協力依頼は県から行うこととする。

## 4 費用負担

本業務における職業紹介により求職者及び求人企業・団体等に対して、一切の報酬や経費を求めないものとする。

## 5 実施体制

受託者は、新潟県内に事務所を設置するほか、業務を迅速かつ円滑に履行するために必要な人材を配置する等、実施体制を整えること。

## 6 契約期間

業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、双方の同意がある場合に限り、本契約と同一条件で1年間延長することができる。

## 7 情報管理等

業務実施上で得られた個人情報等は、協議会の許可なく一切他に公表もしくは使用してはならない。

## 8 報告書の提出

### (1) 月次報告書

業務の記録（セミナー開催件数・場所・参加者数、協議会HP閲覧数、セミナー参加者のマッチング成立件数、事業の周知・情報発信に係る活動実績 など）

(2) 年次報告書

月次報告を合わせたもの及び年間を通じての成果等

(3) 提出期限

① 月次報告書

当月分を翌月 10 日までに提出。ただし、3 月分は令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

② 年次報告書

令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

## 9 その他

- ・ 協議会と十分協議を行いながら業務を進めること。
- ・ 業務の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- ・ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。